指定排水設備工事事業者　指定（更新）時確認事項

【　指定の適否に関係するものではありません　】

|  |  |
| --- | --- |
| 郵便番号、住所 |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 電話番号 |  |

|  |
| --- |
| 指定排水設備工事事業者の業務内容 |
|  | 休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）　（公表：　可　　不可　） |
| 休業日　：　　　　　　　　　　　　　営業日　：　　　　　　修繕対応時間：　　　　　　　　　　 |
| 修繕対応の可否　　（公表：　可　　不可　）（該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。） |
| 屋内排水設備の修繕　　埋設部の修繕その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 対応工事種別（新設・改造　等）：該当部に○をつけて下さい。（公表：　可　　不可　） |
| 本管からの分岐～公共汚水桝　（　新設　　改造　）公共汚水桝　　～宅内排水設備（　新設　　改造　） |
| その他　（公表：　可　　不可　） |
|  |
|  | ※　公表には、ホームページ等への掲載を含みます。※　業務内容に変更が生じた場合は、速やかに坂井市にその旨を届け出るようお願いします。 |
| 排水設備工事責任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）坂井市指定排水設備工事事業者に関する規程 第13条　指定工事業者は、次の各号に掲げる排水設備工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。（以下抜粋）(2) 責任技術者及びその他の排水設備工事に従事する者の排水設備工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。 |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（公表対象外） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） |
| 可　　不可 |

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。自社内研修については、研修内容を記載してください。受講者名は、公表の対象ではありません。行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。 |
| 過去1年以内の下水道工事を適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況 |
|  | □「下水道本管からの分岐～公共汚水桝」の工事を施行しないため不要過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名（公表対象外） | 本管への支管の取付・せん孔、公共汚水桝の設置、いずれの経験も有しているか（○×を記入） | 資格等を有しているか（○×を記入） | 工事年度 |
|  | 保有している資格等※ |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） |
| 可　　不可 |

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。①　下水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）　②　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士　③　職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者　　　（土木施工管理技士、配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定等）資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。「下水道本管からの分岐～公共汚水桝」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。 |